

## 一宮市障害者基本計画等策定委員会設置要綱

### (設置)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条の規定に基づく障害者基本計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項に規定する障害福祉計画及び児童福祉法（平成28年法律第65号）に規定する障害児福祉計画を策定するため、一宮市障害者基本計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会の事務は、一宮市障害者基本計画、一宮市障害福祉計画及び一宮市障害児福祉計画の策定に関し、幅広い視野と専門的な見地から意見を述べることとする。

### (組織)

第3条 委員会は、19人以内の委員で構成する。

- 2 委員は、学識経験者、関係機関の代表、関係団体の代表、及び当事者とし、福祉部長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、委嘱の日から2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合は前任者の残任期間とする。
- 4 委員の身分は、非常勤の特別職とする。

### (会長及び副会長)

第4条 委員会に会長1名及び副会長1名を置き、委員の互選によりこれを選任する。

- 2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

### (会議)

第5条 委員会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会議は、過半数の委員の出席がなければ、これを開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

### (庶務)

第6条 委員会の庶務は、福祉部福祉課で行う。

### (秘密の保持)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

### (雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って決定する。

### 付 則

- 1 この要綱は、令和元年11月1日から施行する。
- 2 第5条第1項の規定にかかわらず、この要綱の施行後、初めて開催する委員会は、福祉部長が招集し、当該委員会において会長が選任されるまでの間は、福祉部長が議長を務める。
- 3 一宮市障害者基本計画策定委員会設置要綱（平成27年4月1日施行）および一宮市障害福祉計画（含障害児福祉計画）策定委員会設置要綱（平成23年4月1日施行）を廃止する。

付 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。